

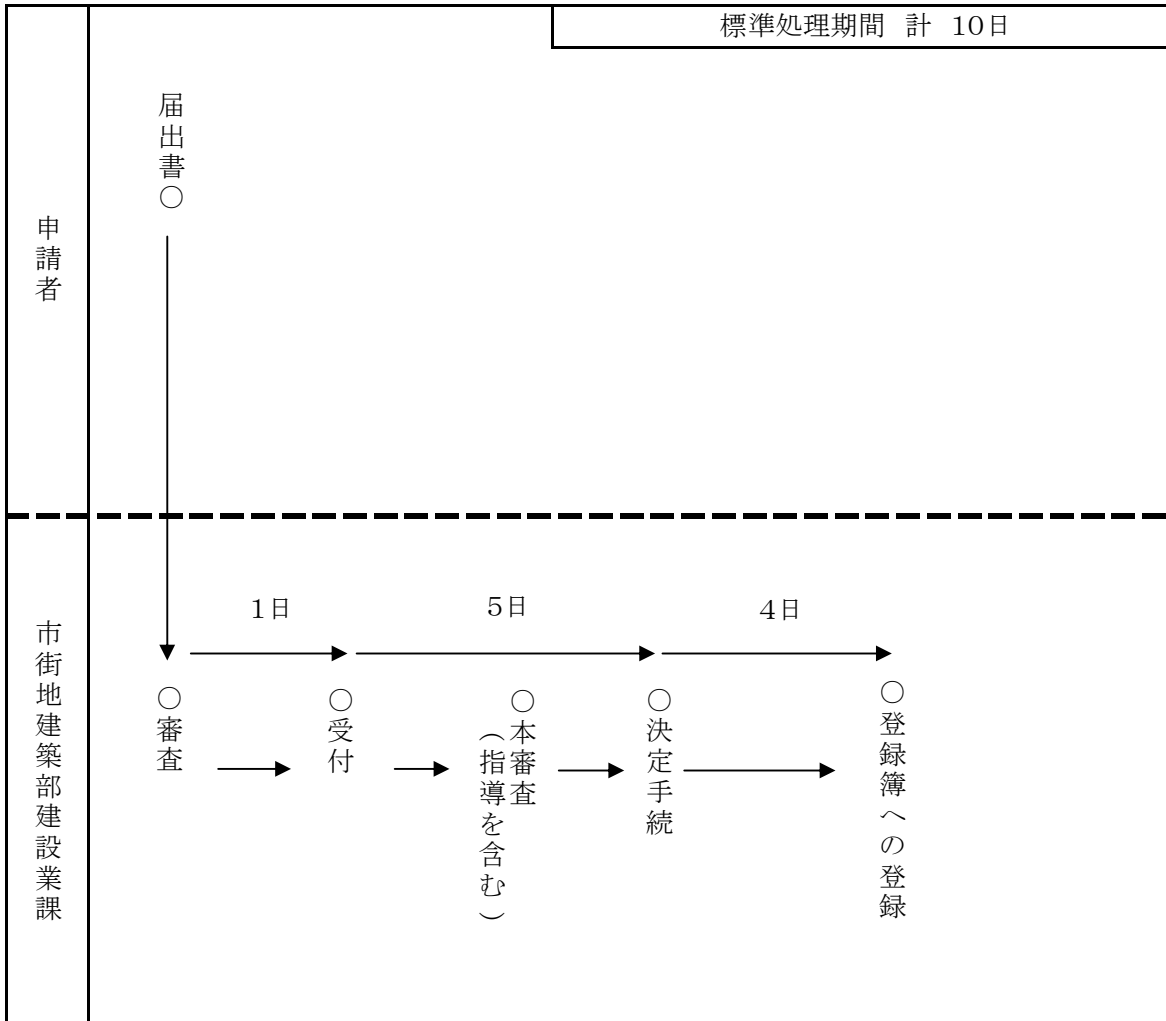
事務処理フロー図

事務名 解体工事業者登録事項変更の届出

作成部署 都市整備局市街地建築部建設業課審査担当 電話30-661

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	本審査	申請書の内容について、建設リサイクル法第24条の欠格事項に該当する者であるかどうか審査します。
3	決定手続	登録の諾否について、建設業課長が決定します。
4	登録簿への登録	解体業者登録簿に解体業者の名称、所在地、代表者、登録番号・年月日等を登録します。